

その他業務（行政事務補助等）の概要

四国地方整備局

1

その他業務（行政事務補助等）の概要 四国地方整備局

<行政事務補助>

区 分	主 な 業 務 内 容
技術資料作成等業務	予算要求、事業計画立案に関する資料の作成、地元説明、関係機関等への協議に必要な資料、事業評価に関する資料の作成、その他、調査・計画に関する資料の作成等

<用地事務補助>

区 分	主 な 業 務 内 容
用地関係資料作成整理等業務	<ul style="list-style-type: none">・権利者調査内容の確認と登記申請付属書類の取りまとめ・土地評価に関する資料の作成・用地交渉に係る交渉記録の作成・用地調査等業務に関する工程の管理、立会、検測及び成果物の点検・その他関連資料の作成、整理、補充、関連資料への転記・記入等

2

その他業務（行政事務補助等）の概要 四国地方整備局

1. 応募要件等

(1) 応募要件等

応募要件、スケジュール等については、公共サービス改革法（市場化テスト）領域の発注者支援業務等とほぼ同等の設定とする予定。設計共同体も一部業務（電通・機械・土木営繕の組み合わせ業務）については対象

(2) 業務の実施場所

業務の実施にあたっては、発注者の庁舎等を使用することができる。

(3) 中立要件等

発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要最小限の中立性要件を付する。

その他業務（行政事務補助等）の概要 四国地方整備局

競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(ア) 中立・公平性に関する要件

【その他】

＜その他発注者支援業務＞

業務区分	要 件
技術資料 作成等	<p>・ 工事に関する参加資格要件 「業務の履行期間中に工期がある当該工事事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。」</p> <p>・ 工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 「本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。」</p>

その他業務（行政事務補助等）の概要 四国地方整備局

競争参加資格申請書の提出者に対する要件

（イ）中立・公平性に関する要件

【その他】

＜その他発注者支援業務＞

業務区分	要 件
技術資料 作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関する参加資格要件 「業務の履行期間中に工期がある当該事務所関係課の発注業務の受注者及びその受注者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。」 ・ 業務に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 「本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所関係課の発注業務に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所関係課の発注業務に参加してはならない。」
用地関係 文書作成 等業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 「本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所関係課の発注業務に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所関係課の発注業務に参加してはならない。」

その他業務（行政事務補助等）の積算基準

※資格要件及び評価基準は、業務特性に応じて設定しているため、入札説明書で確認すること。

※ **発注担当課が工事及び業務の両方を担当している場合は、工事・業務の両方に参加資格要件の制限及び受注後の制限がかかります。**